

# 確定申告をお忘れなく!

● 所得税確定申告の受け付けは2月16日(月)～3月16日(月)  
● サラリーマンの方の還付申告は受け付けています



## 確定申告をしなければ

### ならない方

サラリーマン(給与所得者)  
でも次のような方は、確定申告をしなければなりません。  
① 給与の年収が2千万円を超える  
② 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える  
③ 給与を2か所以上から受け、年末調整を受けていない  
④ 日本国外で給与等の支給を受けているなどで、給与を受けるときに日本の所得税を源泉徴収されないことになっている

① マイホームを住宅ローンなどで取得した  
② 多額の医療費を支払った  
③ 災害や盗難に遭った  
④ 年の途中で退職し、再就職していない

① 確定申告書の提出期限は2月16日(月)～3月16日(月)です。

## 税理士による所得税・消費税無料申告相談

### 消費税率無料申告相談

● 小規模納税者の方等が対象  
【日時・会場】左上表のとおり  
【主催】東京税理士会四谷・新宿支部

## 日曜日に申告書を

### 受け付けます

四谷・新宿税務署では、2月22日(日)・3月1日(日)に所得税・贈与税・個人消費税率の確定申告書作成のアドバースを行い、申告書も受け付けます。このほかの土・日曜日、祝日は執務を行いません。

## 申告書は郵送でも

### 提出できます

申告書の控えが必要な方は「提出用」「控え用」ともボールペン書きの上、切手をはった返信用封筒を同封してください。

## 所得税が還付される場合

確定申告をする義務がなくとも、次のような場合は申告すると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

## 税理士による所得税・消費税無料申告相談 ～小規模納税者の方等が対象～

日程	会場
※3センター共通 2月2日(月)・3日(火) 2月16日(月)・17日(火) 3月2日(月)・3日(火)	牛込筆筒地域センター(筆筒町15) 榎町地域センター(早稲田町85) 若松地域センター(若松町12-6)
2月9日(月)・10日(火) 12日(休)	新宿消費生活センター (高田馬場4-10-2)
2月10日(火)・12日(休) 13日(金)	落合第一地域センター (下落合4-6-7)
2月16日(月)～18日(休)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
2月18日(休)～20日(金)	大久保地域センター(大久保2-12-7)
2月24日(火)～3月2日(月) (土・日曜日を除く)	区役所第1分庁舎1階ロビー (歌舞伎町1-5-1)

- 時間はいずれも午前9時30分～12時・午後1時～4時
- 昨年確定申告した方は、昨年提出した確定申告書の控えをお持ちください。
- 譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。
- 車での来場はご遠慮ください。

## 住民税の申告書をお送りします

20年中に住民税の申告をした方等には、2月6日(金)に21年度の申告書をお送りします。申告が必要な方は、受付期間内に申告してください。申告書は郵送でも提出できます。

収入が一定額以下の方でも、国民健康保険料・介護保険料等の資料になりますので、申告書の提出にご協力ください。  
【受付日時】2月9日(月)～3月16日(月)、午前8時30分～午後4時10分(土・日曜日を除く)。

詳しくは、e-Taxホームページ(☎ <http://www.e-tax.mta.go.jp>)をご覧ください。  
※ e-Taxを利用するためには、電子証明書の取得と、ICカードリーダーが必要で、区役所等で電子証明書を取得する場合、申請はお早めにお願います。

## 贈与税の申告・納税

20年中に「個人」から不動産(借地権を含む)・現金・株式等の財産の贈与を受けた方で贈与税を超える方や、「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。申告・納税期間は2月2日(月)～3月16日(月)です。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

## インターネットで申告書の作成・申告・納税ができます

### ● 申告書の作成

国税庁のホームページ(☎ <http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」で作成・印刷した申告書は、税務署に提出できます。株式等を売却した方や、贈与税を申告する方も利用できます。

### ● 申告・納税(e-Tax)

自宅やオフィスからインターネットで電子申告ができます。また、ATMやインターネットバンキング等を利用して納税もできます。

## 問合せ

▼ 所得税・贈与税・消費税等：四谷税務署(三栄町24) ☎(3359) 4451、新宿税務署(北新宿1-19-3) ☎(3362) 7151へ。

▼ 個人事業税：新宿都税事務所(西新宿7-5-8) ☎(3369) 7151へ。  
▼ 住民税：区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273) 4107・4108へ。

## 特別相談

### 若者のトラブル110番

身に覚えのない支払いの請求や、高額な契約等でお困りの方はご相談ください。  
【日時】1月29日(木)・30日(金)、電話相談 ☎(3365) 6000：午前9時～午後5時、来所相談(高田馬場4-10-2、新宿消費生活センター)：午前9時～午後4時30分

## 日用品の修理・再生

● ご家庭に修理すれば使えるものはありませんか?  
【日時】受け付け：2月13日(日)、お渡し：27日(金)、いずれも午前10時～12時  
【会場】赤城生涯学習館(赤城元町1-3)  
【内容・費用】包丁研ぎ(500円から)、はさみ研ぎ(900円から)、まな板削り(600円から)、傘・なべ修理(各300円から)、婦人靴修理(700円から)、紳士靴修理(千円から)。1人4点まで

## 休日納税相談の(一)利用を

● 特別区民税・都民税を滞納している方は相談を要する場合は、督促状や催告書をお送りしています。指定期限までに納めてください。一括納付が困難な方は、相談においでください。  
月々金曜日の区役所開庁日にも相談においでいただけます。は、催告書等に記載の電話番号に必ずご連絡ください。期限を過ぎて納付や連絡がない場合は、差押えなどの滞納処分を行います。  
【日時】2月1日(日)午前9時～午後5時  
【対象】特別区民税・都民税の納付が遅れている方(納付も受け付けます)  
【会場・問合せ】税務課納税係(本庁舎6階) ☎(5273) 4508・4509へ。  
※当日は区役所本庁舎夜間通用口(建物裏側地下1階)をご利用ください。また、車いすをご利用の方は、事前にご連絡ください。

## 環境学習情報センターの講座

① みどりのカーテン講座  
ダンボールコンポストで自家製たい肥作り  
【日時】2月12日(木)午前10時～12時  
【内容】ダンボールで家庭の生ごみ肥料容器を作り、肥料をみどりのカーテン(夏の時期に遮光のため窓辺にはわせるツル性植物)栽培に利用(波多野信子・NPO法人循環生活研究所理事長)

## 3R講座「紙の循環学習会」

【日時】2月13日(金)午後2時～4時  
【内容】紙の話、ペーパーバッグ(新聞紙エコバッグ)作り、新聞の上手な束ね方、新聞収納袋作り(加来陸博・NPO法人新聞環境システム研究所理事)  
【持ち物】新聞の朝刊1日分  
………(以下共通)………  
【費用】無料  
【会場・申込み】はがきかファックスに記載例(3面参照)のとおり記入し、①は2月9日・②は6日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0450)へ。  
【日時】2月19日(木)午後1時30分～3時30分  
【対象】区内在住・在勤の方、45名  
【内容】安全な食品を選ぶための知識ほか(八田純人 農産物検査センター主任研究員)  
【費用】無料  
【会場・申込み】当日直接、新宿消費生活センター(高田馬場4-10-2)へ。  
【主催・問合せ】新宿区消費者団体連絡会(新宿消費生活センター1内) ☎(3365) 6100へ。

023 西新宿2-11-4、エコギャラリー新宿2階 ☎(3348) 6277・☎(3344) 4434へ。各先着20名。  
リサイクル講座「古いネクタイからリバーシブルベスト作り」  
【日時】2月17日(火)午後1時30分～3時30分  
【対象】区内在住・在勤の方、25名  
【費用】300円(芯代は別途)  
【持ち物】不要なネクタイ(ほどこいてアイロンをかけたもの)3～4本・後身ごろ(90cm×70cm)と裏用(90cm×140cm)の布各1枚・型紙用の紙・筆記用具・裁縫道具・物差し・はさみ・布に合うミシン糸・芯(お持ちの方)  
【共催】新宿環境リサイクル活動の会  
【会場・申込み】往復はがきに記載例(3面参照)のとおり記入し、2月1日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075 高田馬場4-10-17) ☎(5330) 5374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は ☎(3209) 1111、新宿区ホームページは <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/> です。